

平成 29 年度
第 2 回前橋市文化財調査委員会議

資 料

日時：平成 30 年 2 月 2 日（金）
午前 10 時～12 時
場所：市庁舎 31 会議室

平成29年度第2回文化財調査委員会議

次 第

日 時：平成30年2月2日（金）
午前10時～12時
会 場：市庁舎 31会議室
(進行 登山係長)

1 開 会

2 あいさつ
教育長
会長

3 議 事 (進行 会長)

(1) 報 告

- 今年度の文化財調査の結果について
・樹木調査
・建造物調査

(2) 今年度の主な実施事業

- ①国指定天然記念物「岩神の飛石」ガイドマップ作成
- ②国指定史跡「女堀」保存活用計画策定事業
- ③総社古墳群範囲内容確認調査事業
- ④県及び市指定重要文化財「臨江閣」保存整備事業
- ⑤東日本鉄道文化財団補助事業
- ⑥里山学校事業
- ⑦「大室古墳の教室」事業
- ⑧前橋城絵図版作成事業
- ⑨市指定重要文化財「大徳寺総門」保存修復事業報告書作成事業
- ⑩月田近戸神社の獅子舞保存修理事業
- ⑪三夜沢赤城神社のたわらスギ保存事業補助
- ⑫「岩神の堤」遺構測量及び発掘調査事業
- ⑬前橋の蚕糸業に係る建造物群等調査事業
- ⑭上野国府等範囲内容確認調査事業

(3) その他の

- ・来年度の主な実施事業について
- ・今後の文化財調査について
- ・情報交換 他

4 閉 会

3 議事

(1) 報告

今年度の文化財調査の結果について

1 樹木調査

- (1) 日 時 平成29年6月8日(木)
(2) 調査対象物件 ①沼の窪のザゼンソウ
②苗ヶ島町のソメイヨシノ
(3) 調査者 大森委員、能登委員
(4) 概要



①沼の窪のザゼンソウは、27年度にイノシシ被害にあっており、その経過確認調査を毎年行っている。小規模なヌタ場は回復傾向にある。オタカラコウがザゼンソウの生育に支障を來した場合、引き抜きではなく、葉の刈り取りなどで衰弱させ、ザゼンソウの侵入を促す必要がある等、指導を受けた。



②苗ヶ島町のソメイヨシノは、樹齢120年といわれる記録が残っている。ソメイヨシノは、園芸品種であり寿命は100年程度である。本ソメイヨシノも寿命を考慮すると限界に近い。また、樹形の維持に必要な大枝を落としており、主幹目通りもソメイヨシノとして、特に大木とは言いがたいものであるとの見解が示された。

2 建造物調査

- (1) 日 時 平成29年11月21日(火)
(2) 調査対象物件 飯土井公民館
(3) 調査者 村田委員
(4) 概要

来年度、地元自治会で飯土井公民館の建て替えを補助金を活用して予定しており、県から建物の照会があったため、調査を行った。調査の結果、本建造物は、江戸後期の唐草絵様によく見られる渦の巻きと若葉の意匠、柱間寸法や軒を船柾造とする構法等からみて、棟札に記された文政13年(1830)の建造年代は妥当と考えられる建物である。

また当該の建物は、寺院の宗教活動、庶民教育の場であった寺子屋、明治の廃仏毀釈、さらには明治期の学校教育等の実態を知る上で価値がある貴重な建物であることが確認された。



飯土井公民館 調査報告書

1 歴史的考察・沿革

前橋市飯土井町は、神沢川を挟んで伊勢崎市波志江町に隣接する。中世には赤石城が築かれ、後に大胡西領として牧野氏の支配下にあった。旧飯土井村は江戸期には前橋藩の外縁部であるがゆえに前橋藩領、代官領、旗本領と支配が変遷し、明治21年の町村制度で南勢多郡荒砥村に合併された。前橋最古の検地帳と言われる慶長2年(1597)の西領飯土井村水帳は、郷土の歴史を示す貴重な資料である¹。

旧飯土井寮(飯土井公民館)は、西大室の真言宗豊山派觀昌寺²の庵室とされ、敷地内には出家墓である無縫塔等石碑が安置されている。觀昌寺には歴代住職が寺子屋教育に熱心に取り組んだ記録がある。当建物に置かれた祖靈舎には加賀貞専嫗、連取高歡翁、石山慧天翁、中嶋見詔翁³を祀り、毎月1日と15日には地域の方々によって水と灯明があげられている。貞専尼は幕末期に觀昌寺住職が新潟柏崎から連れてきた尼僧であると伝わり、飯土井寮における寺子屋教育の中心人物であった。『ていせんさん』と今も地域で慕われ、2年に一度、貞専祭が執り行われる。

飯土井公民館は小学校令により明治20年から9ヶ月間、二宮小学校の分校となった時期がある。その後も何らかの集会・教育施設として利用され、町内には往時を伝える方が11名健在であるという。

2 建築概要

(1) 配置

配置図を図1に示す。南、東及び北側を道路に面した間口(東西)18.5m~20m、奥行(南北)31.5m~35mの平坦な敷地である。主屋は敷地の北側に位置し、北側道路沿いに別棟で物置を配す。敷地内北西隅には、石塔(墓石)と石仏が祀られている。

(2) 形式及び規模

建物は木造平屋一部2階建、入母屋造桟瓦葺(4.8寸勾配)とし、西側に2.5尺×2間の下屋を張出す。南側に下屋庇、南西側に下屋「便所」を後補で付ける。南面は軒を船柾造とし、敷梁下に舟肘木を取付ける。外壁は漆喰塗り、東妻面を杉板簾子張り、他は鉄板波板張りとなっている。上屋部の規模は桁行14.24m(7.5間)、梁間8.515m(4.5間)、西側張出部は桁行0.75m、梁間4.70m、建築面積は124.69m²である。設計基準尺は真々制6尺(1900)、柱寸法は150mm×150mmとする。

(3) 現状平面

平面図を図2、図3に示す。1階は東側1間を土間とした6間取り形式である。南面東間を入口とし、南側に和室3室を並べ、北側に独立した3室を配す。西端の南北2室「和室1」「上段の間」は正面側に虹梁が架けられ、北側は床を一段上げている。

2階は東の土間部から階段で上がる。「和室3」と「土間」の上部と、北側「和室4」の上部に床を張る。「和室4」は棟寄り一間の範囲に天井が張られている。他、天井はなく小屋組現しとなっている。

(4) 架構・小屋組

断面図を図5に示す。外周部足下廻りは、割石の壺基礎を大凡1間間隔に据え、土台敷きし柱を建てる。柱間は中間を差鴨居及び貫、上部を敷桁で固める。中通りは自然石に石端建て、中間を差鴨居及び貫で固め、柱を敷梁及び梁間梁まで延ばしている。床組は1階を床梁形式とする。2階は目視調査のため確認できなかった。

小屋組は和小屋組とするが、3通りを境に「和室1・2・4」と「上段の間」の西側(1~3通り)と「和室3」「板の間」及び「土間」の東側(3~5通り)で仕様が異なる。西側は桁行方向に敷梁を3本渡し(B・C・D通り)、これに梁間梁を1間間隔(2~3通り)及び1.25間間隔(1~2通り)で架け南側軒先を船柾造とする。上部は東と二重梁で組む。

東側は「和室2」「和室1」境（3通り）の柱上に梁間梁を架け、これと入母屋妻壁に敷梁4本を架渡し、これに曲り材の小屋梁を敷桁から投掛ける。上部は束立てし母屋を受ける。東側では全般にわたり材の切断や付加材がみられる。また、2階部分（B・C通り）では中通り柱から敷桁までを繋梁としている。

(5) 痕跡及び復原考察

確認できた痕跡は次の通りである。

- ① 1階「和室2」の南側開口部・差鴨居下中央部に柱枘穴の痕跡がみられる
- ② 小屋に改修がみられ、敷梁より上部の材は比較的新しい
- ③ 東側（3～5通り）小屋組に見られる痕跡
 - ・全体的に改造がみられ、部材の転用がみられる
 - ・3通り柱上の梁間梁の両端が切断されている。切口面は比較的新しい
 - ・曲り材の小屋梁が途中で切断されている。また切断した材を小屋組に転用している
 - ・船柵梁上部にサス枘穴の痕跡がみられる
- ④ 2階「畳の間」に見られる痕跡
 - ・南側窓（東間）両側柱の見込面に貫穴間及び間渡竹穴がある
 - ・南側窓（中間及び西間）の鴨居が3本溝である。現状は引違い硝子戸となっている
 - ・東側窓の鴨居・敷居が比較的新しい材である
 - ・「板の間」へ通じる開口部が後補である
- ⑤ 2階「板の間」にみられる痕跡
 - ・南東の隅柱北面に貫穴及び間渡竹穴の痕跡がある
 - ・天井が中央（D通り）で桁行方向に切断され、北側一間分の天井がない
 - ・北側の窓は周辺の状態から後補である
- ⑥ 「和室2」2・3通り及びC通りの天井裏に残る土壁が黒く煤けている
- ⑦ 棟木に昭和39年3月17日付けの幣束が取り付く
- ⑧ 聞取り（区長： ）
 - ・和室1の南側には唐破風屋根の庇が付いていたと聞いている

これらの痕跡から復原図を図6に示す。

(4) に記した通り、小屋組の形状・構成が異なることから、東側の部分「土間」「和室3」と「板の間」（3～5通り）の用途・空間形状が現在と異なっていたと思われる。建築時期の違いも考えられるが、南側敷桁の3通り付近に継手がみられず、部材の接合状態からも同時期とみられる。形式は民家にみられる4間取り型で、東側を土間、或は土間と板間であったと推察する。

2階の「畳の間」と「板の間」は、壁や小屋材等が黒く煤けていることから後補のものと思われる。ただし、2室は独立しており、「板の間」には天井が張られていることから、別の時期に改修されたと推定する。ただ「板の間」に直接上がる階段は確認できていない。また、「和室2」の小屋裏も壁と小屋材が煤けており、天井がなく吹抜けであったと考えられる。屋根は昭和39年（1964）に現在の瓦葺に葺替えられ、4.8寸勾配に改修されている。東側部分（3～5通り）南側の船柵梁上端にはサス穴痕跡がみられ、さらに2及び3通りの小屋梁の両端部が切断されていることから、当初の屋根は勾配がきつい草葺きであったと推定する。

△(5) 建築的特徴と年代考察

当建物の建築的特徴は次の通りである

- ①正面（南面）の柱上部に絵様を施した舟肘木を付ける

②虹梁を内外に付ける。絵様は渦と若葉が離れ、比較的単純な形状である

③一段床を上げた「上段の間」を配す

④虹梁及び差鴨居部を除き、柱間隔が1間である

⑤草葺き屋根である

建築的特徴①②及び③から寺院建築の様式がみてとれ、一段上げた「上段の間」は内陣であり、「和室1」は外陣と考えられる。すなわち仏寺機能を備えており、庵室というより庫裏機能を備えた隠居寺といえる。

建築年代を示す資料として、『飯土井・新井の文化財』⁴に「文政十三庚寅（1830）九月廿八日」の棟札の存在が記されている。また、安永四末年（1775）銘細帳の移しには庵室壱軒・西大室村真言宗觀昌寺請合庵出家壱人隆栄判と記されている。

建築的特徴②から、江戸後期にみられる絵様の特徴が伺える。さらに④及び⑤の構造的特徴からみて、棟札に示すように文政13年（1830）の建築は妥当と推定する。

なお、当建物には多数の古文書が残されており、今後の研究が望まれるところである。

フ(6) 当建物の価値、保存と活用

江戸後期の前橋城主不在期の100年において、支配者による教育制度が不十分であったと言われるにもかかわらず、後に「西の岡山、東の群馬」といわれた教育体制の礎は寺子屋制度等の庶民教育が築いたともいえる。特にこの地区では、船津伝次平の九十九塾、また隣接する伊勢崎藩における郷学⁵の影響等を考察することができる。しかしその研究は不十分であり、今後の群馬県の教育史の検証において、当建物は貴重な資料である。

飯土井町には、女堀やあずま道といった古代の歴史を伝える遺跡や、小学校教材としての二之宮カルタ⁶にも読まれる猫山伝説を残している。当建物は教育施設としての歴史を検証するものであると同時に、歴史と物語を紡ぎ、地域の誇りを継承するものとして重要である。

創建から約190年が経過するが、建物の不同沈下、他大きな破損はみられず、躯体は概ね堅牢な印象である。ただ、東側部分の小屋組では改造による箇所の補強が必要かと思われる。一方で、東側部分を解体し西側部分を使用することは良案と考える。方形平面となり構造的な補強は施しやすい。機能・快適性については、現在の技術をもってすれば十分に対応が可能である。今後の活用を期待したい。

¹ 「前橋市史第2巻」前橋市 1973年 p430~433

² 阿弥陀山宝珠院觀昌寺（西大室町甲 1673）伝・天文2年（1533）開基

³ 慈照院第48世、安政元年（1854）に旧飯土井寮に隠居した。大悲山慈照院（二之宮町 1811）は二宮赤城神社の別当寺とされ、開基は不明であるが、元文五年（1740）に千手堂が再建されたことが棟札に記されている。明治7年、ここを仮校舎に二之宮小学校が開校した。

⁴ 内田憲治「飯土井・新井の文化財」荒砥史談会 2011年

⁵ 隣接する波志江村には明治4~6年、藩による存養堂が置かれた。（石川謙「近世の学校」高陵社書店 1967年）なお、飯土井村内では歌舞伎小屋が設けられ、舞台装置や衣装は飯土井寮に保管されていた。資料の中には波志江村の名前も多く、密接な交流をうかがわせる。（角田佳一「二の宮の赤城神鎮まる里の風土の史紀」前橋市立二の宮小学校 PTA 1986年）

⁶ 前橋市立二之宮小学校編 1984「ね／猫山に立った開田記念の碑」

飯土井公民館の建て替えについて地元自治会との協議結果

1. 調査結果

- ・調査の結果をふまえ1月16日に地元での説明会を実施し、文化財保護課としての要望を伝えた。
- ・調査の結果、本建造物は、江戸後期の唐草絵様によく見られる渦の巻きと若葉の意匠、柱間寸法や軒を船檣造とする構法等からみて、文政13年(1830)の建造年代は妥当と考えられる建物である。
- ・また当該の建物は、寺院の宗教活動、庶民教育の場であった寺子屋、明治の廢仏毀釈、さらには明治期の学校教育等の実態を知る上で価値がある貴重な建物である。
- ・以上の調査結果から、保存するに十分に価値のあるものである。

2. 飯土井町自治会の意思

- ・地元の意向として、すでに補助金の申請をしており、申請どおり新築でないとお金がない。
- ・公民館機能を十分に備えたものにして立て替えるのが住民の総意である。
- ・土地にも限りがあり、現地での立替えしかない。
- ・新築は止むを得ない。
- ・以上の結論がすでに出ていている。

3. 文化財保護課からの提案

- ・調査結果から西側の4部屋は耐震補強すれば、構造的にもしっかりしている。そこだけでも残して利用してはどうか。
- ・できるだけ使える部材については使ったらどうか。

4. 飯土井町自治会の意向

- ・できることなら残したいので、使える部材については使っていきたい。
- ・この建物の特徴である虹梁をそのまま残していきたい。
- ・しかし、今回提出した設計では昔と今の寸法や間取りの違いから、虹梁をそのままでは使えない。一部、切断しないといけない。
- ・現状の設計に少し幅をひろげれば、まるまる虹梁が残すことができるかもしれない。オリジナルを残さなければ意味がないので、その追加工事の部分については実費負担でよいとの考えもある。

「岩神の飛石」ガイドマップ作成について

1 文化財の概要

名 称 国指定天然記念物 岩神の飛石
所 在 地 前橋市昭和町三丁目29-11 岩神稲荷神社
指 定 日 昭和13年12月14日

2 実施状況

岩神の飛石は、平成25年度から平成27年度にかけて環境整備事業を行い、平成28年度には保存活用計画を策定した。

今年度は、昨年度策定した保存活用計画の中で活用方法の一つとして挙げているガイドマップ作りを進めた。5月に現地調査を行い、今年度中に4,000部を作成する。

平成25年度以来の「定点観測」は、1回目を8月17日に実施した。2回目を2月8日に予定している。

3 事業の概要

事業主体 前橋市
事 業 名 天然記念物岩神の飛石ガイドマップ作成
事 業 費 584,000円
実施期間 平成29年度
実施方法 市単独で実施
※定点観測（年2回）205,200円

4 委員会名称

国指定天然記念物岩神の飛石環境整備委員会

野村哲（県文化財保護審議委員）
井上唯雄（前文化財調査委員長）
能登健（文化財調査委員）
瀬尾茂（東照宮宮司所有者）
小池洋七（岩神稲荷役員）
浅野敏雄（前自治会長）

活用ワーキンググループ

（早田勉、下岡順直、菅原久誠、能登健、浅野敏雄、他市教委指導主事4名）

安全防災・管理ワーキンググループ

（瀬尾茂、小池洋七、浅野敏雄、他市危機管理室3名）

史跡女堀保存活用計画策定事業について

1 文化財の概要

名 称 史跡女堀
所 在 地 群馬県前橋市二之宮町228-1他 58筆
指 定 日 昭和58年10月27日
平成 6年 8月15日 追加指定
平成28年10月 3日 追加指定

2 事業を必要とする理由

女堀は、赤城山南麓の裾野にあたる前橋市上泉町から伊勢崎市田部井町にかけての全長約13kmに及ぶ長大な農業遺構である。本市内では、富田地区・二之宮地区・飯土井地区・前橋工業団地地区・東大室地区の5箇所が史跡指定されている。しかし、土壠状に残る堀の掘削残土や堀斜面の崩落がたびたび起こるなど、史跡の保存に関する指針の策定が急務となっている。また、史跡の見学や学習活動等活用に向けた指針が未策定である。このため、史跡の適切な保存と活用についての基本方針となる保存活用計画の策定を行うもの。

3 事業の概要

事業主体 前橋市
事 業 名 史跡女堀保存活用計画策定
事 業 費 2,000,000円(平成29年度)
実施期間 平成29年度～平成30年度
実施方法 国庫および県費補助を受けて実施する。

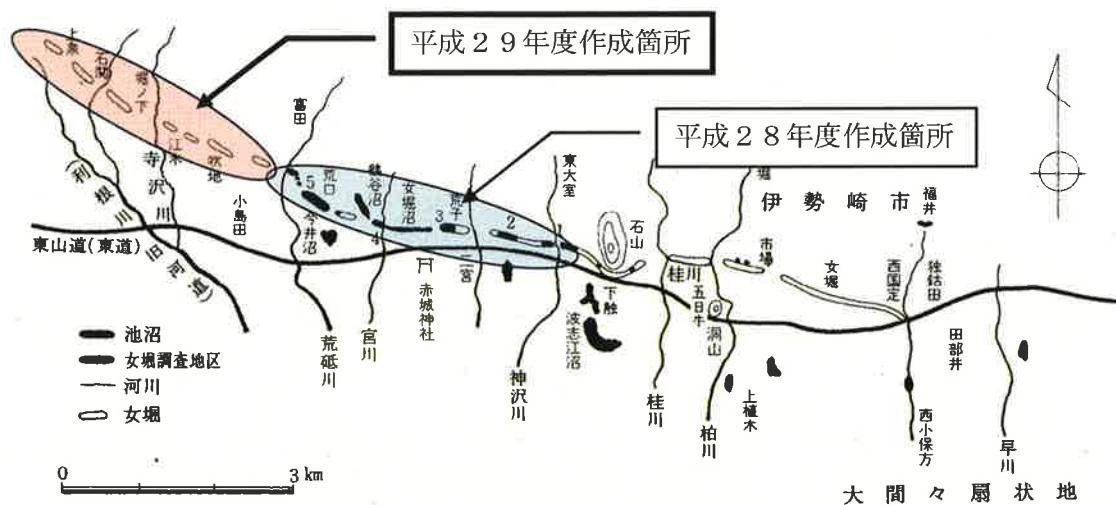
4 委員会名称

史跡女堀整備検討委員会
委員 能登 健(前橋市文化財調査委員)
右島和夫(群馬県立歴史博物館長)
田中哲雄(元東北芸術工科大学教授)
野口華世(共愛学園前橋国際大学准教授)
顧問 峰岸純夫(東京都立大学名誉教授)

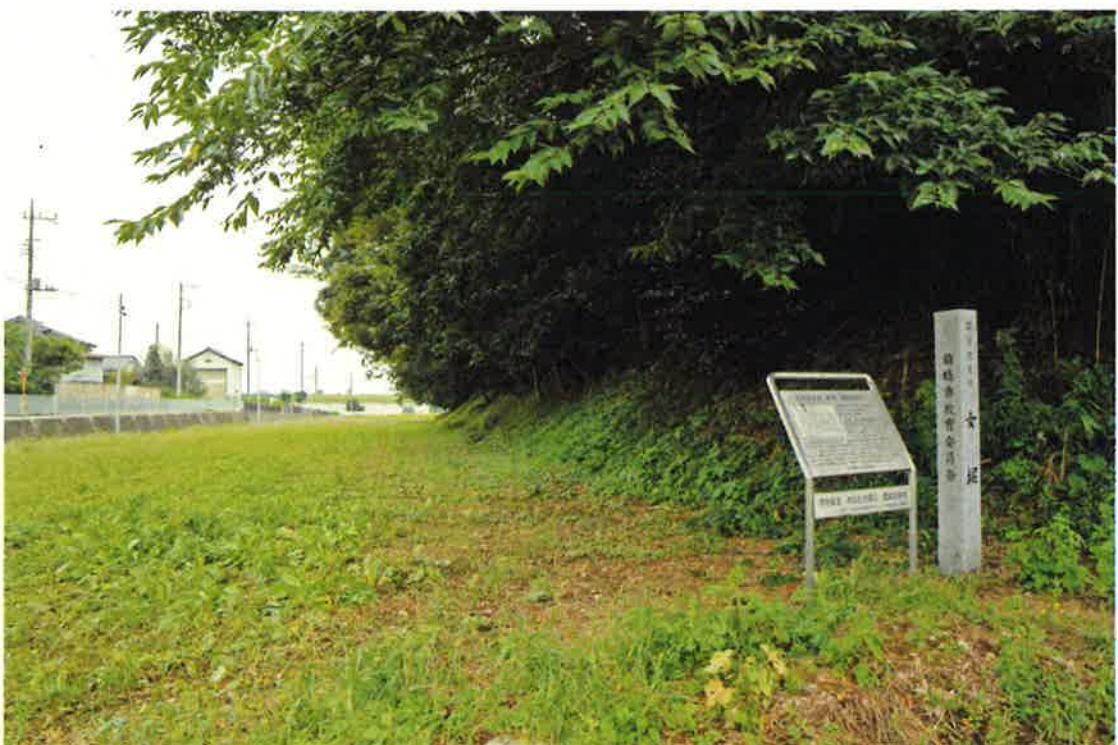
5 スケジュール

平成29年度 現況図の作成(富田地区～上泉町地内)
計画素案の作成
平成30年度 保存活用計画策定(国庫および県費補助を予定)

6 図・写真等



現況図作成箇所（群馬県教育委員会『女堀』1984 より転載）



富田地点現況

総社古墳群範囲内容確認調査について

1 事業の概要

事業名 総社古墳群範囲内容確認調査

事業費 2,000,000円（国庫および県費補助を受けて実施）

2 委員会名称

総社古墳群調査検討委員会

委員 右島和夫（群馬県立歴史博物館長）

林部 均（国立歴史民俗博物館副館長）

山本孝文（日本大学文理学部教授）

3 今年度の調査箇所

前橋市総社町総社1410-1ほか（前橋市指定史跡遠見山古墳）

4 調査期間 平成29年10月2日から平成30年1月26日

5 今年度の調査結果

【第1トレーニング】

位置：後円部北側の墳丘裾部から周堀にかけて設定。

周堀：上端幅8.5m以上、現地表面からの深さは約3m。

：周堀幅は北側の立ち上がりは緩やかに立ち上がる。

：底面直上の黒色土層を挟んでFA層、底面上方約40cmの位置でAs-B層をそれぞれ確認。

：墳丘から崩落した埴輪片が多く出土。

墳丘：As-C軽石を含む黒色土上面に墳丘盛土が構築。

：盛土の厚さは最大で約50cm、盛土上面には崩落した葺石を含む墳丘崩落土が堆積。

【第2トレーニング】

位置：前方部中央の周堀北端部から墳丘中央部をとおる南端にかけて設定。

周堀：上端幅約10.8m、現地表面からの深さ約2.7m。

：墳丘側の立ち上がりは傾斜を持って立ち上がり、斜面には葺石を施す。北側の立ち上がりは緩やかに立ち上がる。

：周堀内からは墳丘から崩落した埴輪片が出土。

墳丘：上下2段の葺石を確認、下段の葺石の高さは約40cm、上段の葺石の高さは約110cm。

：上下の葺石間には6mほどのテラスが設けられ、埴輪片が多く出土したもの埴輪列基部は確認されなかった。

：上段葺石の前面では、大小の高壙や壙、塙など10数個体がまとまって出土しており、祭祀跡と考えられる。

【第3トレーニング】

位置：前方部西側の周堀西端部から前方部墳丘中央部にかけて設定。

周堀：上端幅は約9.5m、現地表面からの深さは約2.7m。

：墳丘側は傾斜を持って立ち上がり、斜面には葺石を施す。西側は緩

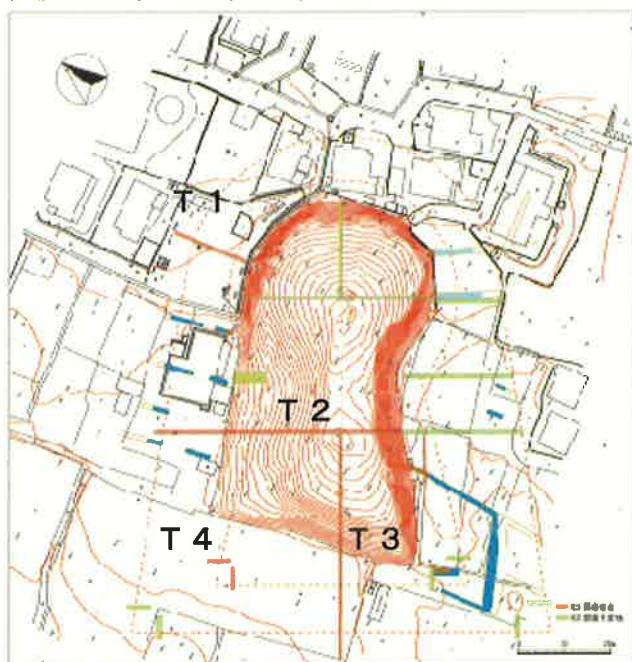
- やかに立ち上がる。
- :底面直上に黒色土層をはさんでFA層、底面より70cmほどの高さでAs-B層を確認。
- :周堀内からは墳丘から崩落した埴輪片が出土。
- :周堀西端より西側にトレンチを伸ばしたものの中周溝は未確認。
- 墳丘：第2トレンチのような葺石やテラスは確認できなかった。

【第4トレンチ】

- 位置：前方部北西隅の墳丘部コーナーを確認するために設定。
- 概要：北東～南西方向に伸び、トレンチ西端で南側に折れる落ち込みを確認。
- :落ち込みの斜面には川原石が接して出土し、覆土には埴輪片を含む。
- 落ち込みが墳丘端部に相当するものかどうかについては検討を要す。

【まとめと課題】

- 墳丘北側から西側にかけての墳丘および周堀が確認できたことにより、これまで想定されていたとおり、墳丘全長は80mを超え、周堀を含めると100m以上の規模が想定される。次年度以降墳丘南側を調査することにより、より正確な規模や形状の把握が可能になる。
- 第2トレンチで確認された上段の葺石は、左右で積み方や高さに違いが見られ、井出二子山古墳などで確認されている葺石施工の単位を確認することができた。
- 第2トレンチで確認された葺石が、第3トレンチでは確認できなかったことについては、別途トレンチ調査によって確認することが必要である。また、今回の調査では埴輪列が検出されず、多量に出土した埴輪がどのように配列されていたのかを確認するための調査が必要である。
- 今年度は墳丘および周堀の規模・形状の把握を調査の主眼としたため、外周溝の有無については確認できなかった。次年度以降適宜トレンチを設定して確認することしたい。



トレンチ設定図



第1トレンチ完掘状況



第3トレンチ完掘状況



第2トレンチ葺石検出状況



第2トレンチ祭祀跡遺物検出状況

県及び市指定重要文化財「臨江閣」保存整備事業について

1 文化財の概要

名 称 群馬県指定重要文化財 臨江閣本館及び茶室
前橋市指定重要文化財 臨江閣別館
所在地 前橋市大手町三丁目 15
指定日 昭和 61 年 3 月 7 日(県)、昭和 61 年 6 月 6 日(市)

2 事業の概要

事 業 名 群馬県及び前橋市指定重要文化財臨江閣保存整備事業建築工事ほか
及び調査記録業務(工事監理協力含む)
事 業 費 平成 29 年度 150,363,160 円(2 年計画の 2 年目)
総事業費 580,647,960 円
(内訳) 工事 546,087,960 円 調査記録 34,560,000 円
実施期間 平成 28 年 3 月～平成 29 年 7 月
(※調査記録は平成 30 年 3 月末まで)
工事内容 基礎・屋根瓦・耐震補強等、本館・別館空調設備導入、電気等配
線整備、消防設備改修、別館階段リフト導入、トイレ給排水設備
改修、倉庫設置 ほか

3 委員会名称

前橋市臨江閣整備委員会

委員 村田 敬一(前橋市文化財調査委員長)
内田 青蔵(神奈川大学工学部建築学科教授)
松野 浩一(東洋大学理工学部建築学科教授)
清水 和夫(前橋市文化協会会长)

4 開館記念事業

平成 29 年 8 月 19 日 まえばし和の文化の集い
平成 29 年 11 月 4 ~ 5 日 第 30 期竜王戦七番勝負第 3 局開催
※平成 29 年 9 月 1 日開館
(平成 30 年 1 月 16 日現在の来館者 20,170 人)



東日本鉄道文化財団補助事業について (臨江閣小室翠雲妙義山水図レプリカ作成)

1 事業の概要

事業主体 臨江閣整備活用実行委員会
事業名 臨江閣整備活用事業
事業費 3, 996, 000円
うち(公財)東日本鉄道文化財団補助金 1, 500, 000円
実施期間 平成29年度

2 委員会名称 臨江閣整備活用事業実行委員会

塩崎政江(教育長)、井上唯雄(臨江閣整備委員会)、大友信介(東日本旅客鉄道株)、村田敬一(臨江閣整備委員会)、清水和夫(臨江閣整備委員会)、住友文彦(アーツ前橋)、中村真一(東日本旅客鉄道株)、永井久之(東日本旅客鉄道株)、唐沢慎司(東日本旅客鉄道株)、阿佐美忍(観光振興課)、原田一郎(東日本旅客鉄道株)

3 完成写真 平成29年12月8日(金)納品



4 今後の予定

平成30年3月4日(日) 臨江閣別館

レプリカ完成記念講演会

「臨江閣と小室翠雲について」 アーツ前橋 学芸員 辻 瑞希

「臨江閣の歴史について」 文化財保護課 専門員 小島 純一

里山学校事業について

1 事業概要

事 業 名	赤城山ろく里山学校（宮城地区）
事業主体	前橋市教育委員会事務局
事 業 費	257,205円
実施方法	前橋市教育委員会事務局文化財保護課の直轄事業として実施
事業目的	文化財を活用し、子どもたちに、各地域の特色ある文化や歴史に親しむ機会を与え、郷土への愛着を育てることをねらいとして行うもの。

2 事業内容

宮城小学校の児童を対象とし、国指定重要文化財である阿久沢家住宅を活用した催事を年度内に数回実施するもの。平成29年度は計4回企画した。

- (1) オオムラサキ観察・じやがいも掘り体験 7月2日（日）実施

宮城小児童17名が参加。地元団体に協力をいただき、オオムラサキの生態の学習と放蝶を行った。また、地域づくり協議会の協力のもと、じやがいも掘りとその試食を行った。

- (2) 紙玉鉄砲作り・夏野菜収穫体験

8月8日（火）に実施予定で準備を進めていたが、台風5号の接近による荒天が予想されたため中止とした。児童22名が参加予定であった。

- (3) 紙玉鉄砲作り・落花生収穫体験 9月24日（日）実施

宮城小児童20名が参加。地元で子ども達向けの木工玩具製作体験や普及啓発活動に精力的に取り組んでいる講師を招き、篠を利用したおもちゃ作りを行った。また、落花生の収穫と試食も行った。

- (4) なわない（しめなわ作り）体験 12月9日（土）実施

みやぎ児童クラブからの参加者6名を含む、宮城小児童14名が参加。地元の団体に依頼し、稲わらを使用したしめなわの製作体験を行なった。また、地元自治会所有の機材をお借りし、石焼いもの実演・提供も行った。

活動の様子



「大室古墳の教室」事業について

1 事業の概要

事業名 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業
事業主体 前橋市教育委員会事務局文化財保護課
事業費 2,880,000円

2 目的

大室古墳群史跡整備事業は古墳の整備は完成したが、当初計画された資料館の建設は実現していない。そこで「大室古墳の教室」で体験学習や考古学講座を開講し、展示場を開設し、市内の埋蔵文化財の活用や本市の古代文化を紹介するとともに郷土愛を育むことを目的とする。

3 実施期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

4 実施内容

- (1) 小学生夏休み森の考古学教室
鏡づくり体験など実施 延べ122名が参加
- (2) 考古学講座2017
「赤城と榛名山麓の古代を学ぶ」全6回の講座で延べ参加者337名
- (3) 匠の教室
埴輪つくりなど全4講座実施。延べ255人参加
- (4) 匠の教室制作品完成記念考古学講演会
※2月3日前橋市総合福祉会館多目的ホールにて実施予定
- (5) 大室はにわ館
1月末までの来館者数約4000人
- (6) ボランティア活動
諸事業の準備や会場整備 延べ協力者112名
- (7) 連携文化財展で制作品の公開展示
瓦塔2基、軒丸瓦等
- (8) 公共施設に制作品の展示
大室民家園主屋床の間
総社歴史資料館…瓦塔1基と瓦
粕川歴史民俗資料館…瓦塔1基
群馬県埋蔵文化財センター…瓦塔1基
- (9) 印刷物の刊行
①赤城山南麓の旧石器カラーパンフレット A4判 16頁 2000部

- ②底の尖った土器カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ③朝倉・広瀬古墳群カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ④大室古墳群カラーパンフレット A4 判 16 頁 4000 部
- ⑤總社古墳群カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ⑥赤城山南麓の古墳カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ⑦榛名山南東麓の古墳カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ⑧山王廃寺跡カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ⑨史跡女堀カラーパンフレット A4 判 16 頁 2000 部
- ⑩「考古学講演会・講座の記録 3」報告書 A4 判 128 頁 400 部
- ⑪「考古学講演会・講座の記録 4」報告書 A4 判 144 頁 400 部



小学生夏休み森の考古学教室より



匠の教室・完成した瓦塔



匠の教室・山王廃寺跡の瓦をつくる

前橋城絵図帳作成事業について

1 事業の概要

本市が所有している貴重な前橋城絵図は、酒井時代から松平時代（陣屋時代を含む）にかけてあり、その点数は40点以上にのぼる。近世の前橋を俯瞰することが出来るかけがえのない資料である。これら貴重資料を保管しておくだけでなく、広く公開するために図版を作成し、文化財の普及啓発に資するものである。

2 仕様及び費用

(金額) 1,199,880円 (うち企業広告 200,000円)

(仕様) 編集及び製本 A4版 表紙+見返し+扉+本文80頁 1,000部

(発刊) 平成29年8月9日

(販売) 1部1,000円

前橋城絵図帳－前橋市図書館所蔵資料－

巻頭言

例言・凡例

目次

1 酒井雅楽頭家の城絵図（旧龍海院所蔵資料）

(1) 現存する最古の前橋城絵図

(2) 城普請にかかる絵図

(3) 利根川の瀬替えにかかる絵図

(4) 城下絵図及び上野国絵図他

2 松平大和守時代の城絵図

(1) 前橋入府時の前橋城絵図

(2) 川越移城の頃の前橋城絵図

(3) 再築前橋城絵図

3 書き写された前橋城絵図

(1)昭和初年に前橋図書館により書き写された城絵図

前橋市史編纂事業で書き写された城絵図

4 前橋城絵図の意義



3 文化財探訪

「前橋城絵図帳」発刊を記念し、「前橋城をあるく」をテーマに文化財探訪を実施した。

実施日 平成29年12月3日（日）午前9時から午後3時

講 師 文化財保護課 専門員 小島 純一

参加者 28名

市指定重要文化財「大徳寺総門」保存修復事業について

1 文化財の概要

名 称 前橋市指定重要文化財 大徳寺総門
所 在 地 前橋市小相木町91 大徳寺
指 定 日 昭和39年12月22日

2 事業を実施した理由

経年劣化や虫害による腐朽が門全体に及んでいたことから、平成27年度より実施し、28年度に施工が完了した保存修復事業について、工事全容の報告書を本年度に作成。

3 事業の概要

事業主体 宗教法人 大徳寺
事 業 名 市指定重要文化財大徳寺総門保存修理事業
実施期間 平成27、28、29年度 ※本年度は、3年計画の3年目
事 業 費 2,451,600円（平成29年度）
（参考）27年度 2,458,200円
28年度 19,310,400円
実施方法 前橋市の補助金（補助率1/2）を受け、これまでの解体調査監理業務に携った業者と委託契約を締結し実施
・伊勢崎市山王町673 地域計画工房
実施内容 3年継続事業 ※当初2年であった計画期間が延長された。
【1年次】 図面作成 実施設計作成
【2年次】 保存修理工事 解体確認調査
【3年次】 報告書作成

4 実施状況 • 平成29年6月26日 補助金交付決定（1,225,000円）
• 平成27年度に行った現況調査、実施設計、時代的変遷の検証と価値の考察、28年度に行った解体調査、補足実施計画、工事監理の成果を集約し、体系的に整理した「報告書」を作成中。 ※平成30年3月完成予定 150部

5 現況写真（H30.1.24 撮影）



月田近戸神社の獅子舞 用具の修理・新調事業について

1 文化財の概要

名 称 県指定重要無形民俗文化財 月田近戸神社の獅子舞
所 在 地 群馬県前橋市粕川町月田 1261 近戸神社
指 定 日 平成14年3月26日

2 事業実施理由

30年以上使用してきた羽織・袴が、色落ちや擦り切れにより使用に耐えなくなっていたため、羽織・袴それぞれ13着を新調した。

3 事業の概要

事業主体 月田近戸神社獅子舞保存会
事 業 名 県指定重要無形民俗文化財 月田近戸神社の獅子舞
用具の修理・新調事業
事 業 費 1,436,292円
実施期間 平成29年 6月 1日 着手
平成29年12月25日 完了
実施方法 県補助金70%、市補助金15%で実施した。
事業内容 羽織・袴それぞれ13着を新調。

4 現況写真



三夜沢赤城神社のたわらスギ保護養生事業について

1 文化財の概要

名 称 群馬県指定天然記念物 三夜沢赤城神社のたわらスギ

所 在 地 群馬県前橋市三夜沢町114番地

指 定 日 昭和48年4月25日

2 事業実施理由

平成27年度に行った内部診断の結果、3本とも腐朽・空洞率が50%を超えているため樹脂ロープで結束し、倒木防止対策を行った。

3 事業の概要

事業主体 宗教法人 赤城神社

事 業 名 三夜沢赤城神社のたわらスギ保護養生事業

事 業 費 2,330,208円

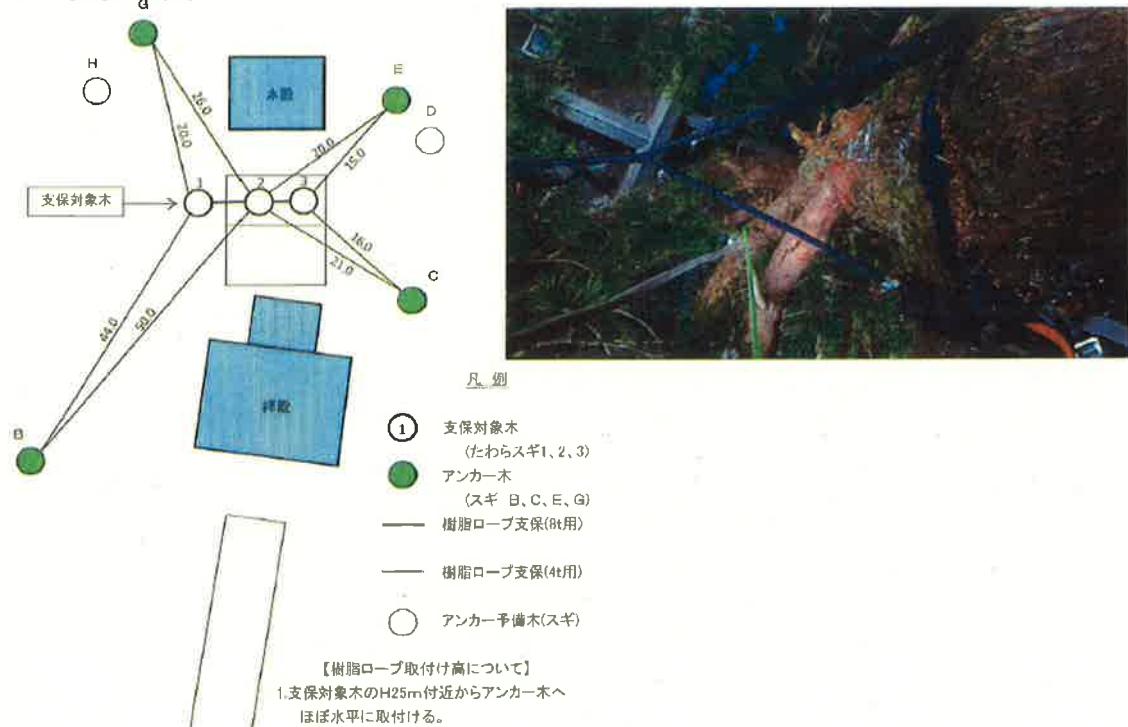
実施期間 平成29年 6月 1日 着手

平成29年11月30日 完了

実施方法 県補助金70%、市補助金15%で実施する。

事業内容 高さ25m付近で、たわらスギ3本とアンカーメリヤー4本を樹脂ロープで結束し、倒木防止対策を行った。

4 現況写真



「岩神の堤」遺構発掘調査事業について

1 事業について

「岩神の堤防」は、川越藩（前橋分領）の郡奉行 安井与左衛門により構築された「霞堤」と伝えられる。「松平家記録」によると、この堤防が築かれ、前橋城本丸付近への利根川の侵食が収まったことを受け、藩主は前橋帰城のための「帰城願」を幕府へ提出し、再築前橋城の築城につながった内容が記録されている。近代前橋の繁栄も、この堤防によるといつても過言でない。本市成立の過程においても意義が大きい「岩神の堤防」の範囲確認と堤防の構造確認を行い、近代前橋の構築に重要な役割を果たした遺構の姿を明らかにすることで、市民の歴史文化への意識を醸成させるとともに、文化財の保護保全に資する。

2月下旬から3月中旬にかけて発掘調査を予定している。

2 平成29年度事業の概要

事業主体 前橋市

事業名 「岩神の堤」遺構発掘調査事業

事業費 3,010,000円

実施期間 平成29年度

実施方法 業務に精通した業者と業務委託契約を締結し実施する。

【事業内容】 遺構の構造を確認するため発掘調査（トレンチ）を、上流部の一部分において、幅3m、長さ4m、深さ2mの規模において実施する。

3 現況写真



前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物群等調査事業について

1 今年度の調査

今年度は、文書部会を中心に調査を進めた。塩原家が所有する文書は約 2000 点にのぼるが、原資料にあたり詳細な目録作りを行った。大分類を場所ごとに分け、中分類を内容ごとに分け、さらに年代ごとにも並び替え、活用しやすいように目録作成を進めた。

市内蚕糸業関連遺構調査（事前調査）については、本年度契約し次年度に実施する。

2 調査の概要

調査主体	前橋市
調査名	前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物群等調査事業
事業費	5, 054, 000円
実施期間	平成29年度
実施方法	市単独で実施
調査内容	旧塩原蚕種所有文書目録作成 市内蚕糸業関連遺構調査（事前調査）

3 委員会名称

前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物群等調査委員会
石井寛治（東京大学名誉教授）、大野敏（横浜国立大学教授）、
岡田昭二（文化財調査委員）、西川武臣（横浜開港資料館副館長）、
宮崎俊弥（共愛学園前橋国際大学名誉教授）、村田敬一（文化財調査委員長）

4 事業の経過と見通し

本事業は継続事業を想定している。以下は年次において実施された内容と今後の見通しである。

年次	年度	調査内容
1年次	H26	事前調査及び委員会設立
2年次	H27	旧塩原蚕種建造物調査 旧塩原蚕種所有文書類調査
3年次	H28	旧塩原蚕種建造物調査報告書作成
4年次	H29	旧塩原蚕種所有文書目録作成 市内蚕糸業関連遺構調査（事前調査）
5年次～	H30	前橋の蚕糸業に係る歴史的建造物調査報告書作成 市内蚕糸業関連遺構調査

上野国府等範囲内容確認調査事業について

- 1 調査箇所 前橋市元総社町一丁目33番11号ほか（各トレンチ位置図参照）
2 調査期間 平成29年6月1日～平成30年1月15日
3 調査面積 385m²
4 調査目的 (1) 国府関連施設の確認 50・51・54トレンチ
(2) 東山道駅路国府ルートの確認 52・53トレンチ

平成29年度上野国府等範囲内容確認調査予定地一覧

トレンチ番号	長さ(m)	幅(m)	拡張(m ²)	面積(m ²)	現況	調査目的
50	57	最大4.5	—	128	畠	国府関連施設の確認（B案）
51	18	4	—	72	校庭	国府関連施設の確認（元小）
52	20	4	9	89	畠	東山道駅路国府ルートの確認
53	4	2	—	8	畠	東山道駅路国府ルートの確認
54	20	4	8	88	畠	国府関連施設の確認（元小西）
合計				385		

5 平成29年度の調査結果について

（1）国府関連施設の確認

ア 元総社小校庭 元総社小校庭の調査については、平成25年度からの継続的な調査により、過去に群馬大学が調査した2棟の掘立柱建物跡を再検出したほか、新たに掘立柱建物跡を検出することができた。平成29年度はこれまでの調査で一番東の地点にトレンチを設定して調査した。その結果、東西に連続して約2.7m（約9尺）間隔で柱穴が3基検出された。この柱穴は掘立柱建物跡のものと考えられるが、建物跡の全体像は不明である。さらにこの掘立柱建物跡から東へ約2mの付近から連続して南北方向に走る溝が平行して4条検出された。溝跡は遺構確認面で幅約1～1.5m、深さ0.2～0.3mを測り、形状がはっきりと掘られたものと、不定形に近いものもある。

イ 元総社小西側 平成29年度は元総社小西側周辺のうち調査可能だった天神地区でトレンチを設定し調査を実施した。調査の結果、主なものとして8世紀から10世紀代の住居跡、掘立柱建物跡1棟、古代の溝3条、古代の道路遺構1条のほか古代の土坑・ピット、中世の井戸が検出された。ピットは列状に並ぶものや、建物の柱穴と考えられるものも含まれる。掘立柱建物は調査区の北東隅で検出されたが、柱穴1基のみ検出されたのみで規模は不明である。古代の溝は、1条は北から西へ約30度の傾きを持つものを壊して、南北方向に平行して走る2条の溝が掘られている。道路は側溝を持たず硬化面のみで古代の遺構の中で一番新しい。

ウ 国府推定地B案 国府推定地B案の範囲内については、元総社蒼海遺跡群（124）の補足調査として蒼海城本丸の西端部分の調査を行った。主な遺構としては7世紀から10世紀にかけての住居跡、古代の溝、粘土採掘坑と考えられ

る土坑群、古代のピット、中世の土坑やピットが検出された。住居の時期として、7世紀の住居が少し存在するが多くは10世紀代である点や、出土する土器片に緑釉陶器・白磁の破片が少量含まれる点などは、これまで付近で実施された発掘調査結果と同じ傾向にある。なお、古代の溝は北から西へ約45度傾き、遺構確認面で幅約2.5m、深さ約0.5mを測る。また、覆土中位付近が硬化していたので道路として使用された時期があると推定される。なお、遺物や遺構の重複関係から溝は10世紀頃には廃絶していたと考えられる。

(2) 東山道駿路国府ルートの確認

平成29年度は、染谷川の左岸のうち、低地に1ヶ所(53トレンチ)、台地上に1ヶ所(52トレンチ)トレンチを設定し調査を実施した。両トレンチとも、東山道駿路国府ルートの名残の伝承をもつ道沿いに位置している。

52トレンチは染谷川左岸の台地上に立地している。表土の下層が基盤の総社砂層となっており、奈良・平安時代の層はすでに削り取られていた。結果的には、道路遺構は検出されなかった。仮に道路遺構が存在したとしても、削り取られて確認できないと考えられる。

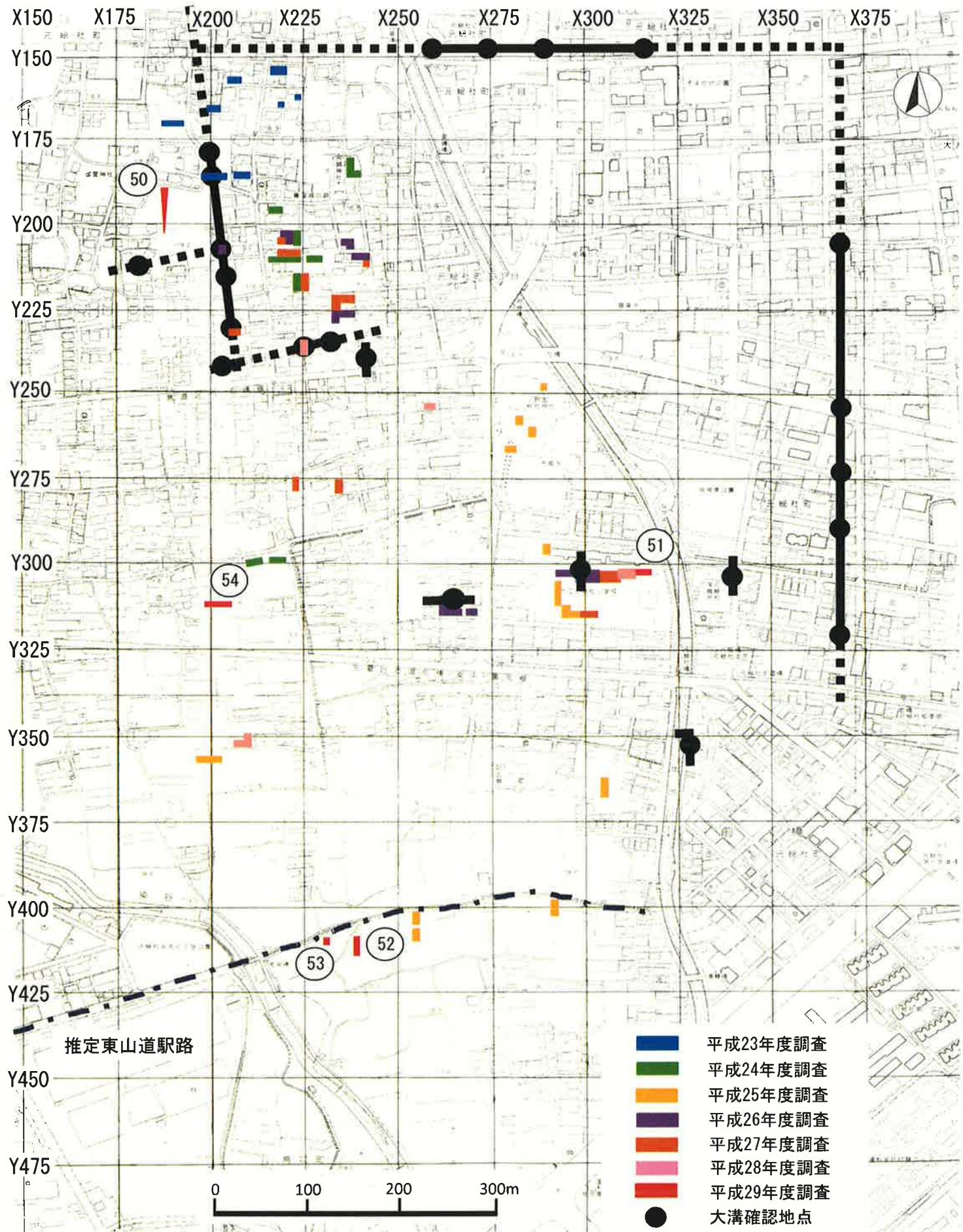
53トレンチは、東山道駿路国府ルートの名残の伝承をもつ芦田堰沿いの道から、「日高道」と通称される道路が別れて北進する付近に位置し、芦田堰の土手(道)の南側に位置する。調査の結果、表土の下層に粘質土の堆積が確認された。その層中には浅間A軽石と考えられる軽石が含まれていることから、粘質土が堆積したのは江戸時代後期頃と考えられる。また、その粘質土層の下では河川由来と考えられる砂層とシルト層が検出された。砂層の中から出土した遺物から中世以後に堆積したものと考えられる。上記のことから、53トレンチのある染谷川沿いの低地はかつて染谷川の流路であったと考えられ、江戸時代後期頃には水が引き始め陸化が始まっていたと推定される。また、河川堆積物が確認された状況から、芦田堰が完成するまでは、水流を妨げるような堤防状の道(現在の状態のような道路)は存在していなかったと考えられる。



元総社小校庭 挖立柱建物跡



54トレンチ ピット列と掘立柱建物跡



平成29年度上野国府等範囲内容確認調査 トレンチ位置図

(3) その他

来年度の主な実施事業について

<継続>

- ・国指定史跡「女堀」保存活用計画策定事業
- ・総社古墳群範囲内容確認調査事業
- ・里山学校事業
- ・前橋の蚕糸業に係る建造物群等調査事業
- ・上野国府等範囲内容確認調査事業

<新規>

- ・大胡城跡ガイダンス施設整備
- ・上細井中西部地区土地改良に伴う発掘調査

今後の文化財調査について

1. 旧一の鳥居 (富士見小暮)

- ・地元の「小暮旧一の鳥居管理保全会」の小林さんより、鳥居が傾いているという連絡を受けた。同じ敷地内に児童クラブがあり、子どもの遊び場であるので心配している。木が痛んでいるので、早急に調査をして欲しいとのことである。



2. 桂萱小学校のアカメヤナギ

- ・児童文化センターの佐藤館長からの全国的に見ても大きく立派なアカメヤナギであり、天然記念物に指定したらどうかということである。校長は、指定をしてもよいと思うが、地元の話し合いも必要ではないかとのことである。



3. 赤城神社参道の松並木 (宮城 三夜沢)

- ・県文化財保護審議会「名勝・天然記念物専門部会」での調査があった。
- その結果、赤城神社参道の松並木は、非常に良いものである。県指定にするものに十分に値する。
- 「県指定にするには、市の指定のものをする。」という内規がある。
- 前橋市で指定するよう検討して欲しいとのことである。



4. 沼の窪ザゼンソウ現況調査

- ・継続的に適宜、状況調査をする。

前橋市文化財保護条例

昭和38年3月20日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び群馬県文化財保護条例(昭和51年群馬県条例第39号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で前橋市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(昭52条例52・全改・平17条例7・一部改正)

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(昭52条例52・平8条例8・一部改正)

(指定)

第3条 前橋市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、市の区域内に存する文化財(法及び県条例の規定により指定された文化財を除く。)のうち市にとって重要なものを前橋市指定重要文化財、前橋市指定重要無形文化財、前橋市指定重要有形民俗文化財、前橋市指定重要無形民俗文化財、前橋市指定史跡、前橋市指定名勝又は前橋市指定天然記念物に指定することができる。

(昭52条例52・全改、平8条例8・一部改正)

(解除)

第4条 教育委員会は、前条によって指定された文化財が市の区域内に存在しなくなった場合又はその価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

(告示及び通知)

第5条 前2条の規定により指定し、又は解除したときは、教育委員会はその旨を告示し、所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

(昭52条例52・全改)

(管理又は修理復旧等の責任)

第6条 第3条の規定によって指定された文化財の管理又は修理若しくは復旧は、所有者

又は所有者に代わり当該指定された文化財の管理の責めに任すべき者(以下「管理責任者」という。)が行うものとする。

(昭52条例52・追加)

(勧告)

第7条 教育委員会は、第3条によって指定された文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理責任者に対し、その管理又は修理若しくは復旧について勧告することができる。

(昭52条例52・旧第6条繰下)

(補助)

第8条 前条の管理又は修理若しくは復旧に多額の費用を要し、所有者又は管理責任者がその負担に堪えないと認める場合その他特別の事由があると認める場合は、市はその経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内において所有者又は管理責任者に補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合、教育委員会はその補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(昭52条例52・旧第7条繰下)

(文化財調査委員)

第9条 教育委員会に文化財調査委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する事項を調査研究し、これらに関し教育委員会に意見を具申する。

(昭52条例52・旧第8条繰下)

(委員の定数及び委嘱)

第10条 委員の定数は5人以内とし、教育委員会がこれを委嘱する。ただし、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(昭42条例27・一部改正、昭52条例52・旧第9条繰下、平8条例8・一部改正)

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭44条例23・一部改正、昭52条例52・旧第10条繰下)

(委員の解嘱)

第12条 教育委員会は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員たるに適しない行為があるときは、これを解嘱することができる。
(昭52条例52・旧第11条繰下)

(委任)

第13条 この条例を実施するために必要な事項は、教育委員会規則で定める。
(昭44条例23・旧第13条繰上、昭52条例52・旧第12条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

(平16条例19・旧附則・一部改正)

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

2 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町文化財保護条例（昭和43年大胡町条例第3号）、宮城村文化財保護条例（昭和42年宮城村条例第13号）又は粕川村文化財保護条例（昭和40年粕川村条例第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例19・追加)

附 則(昭和42年3月24日条例第27号)

この条例は、昭和42年5月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年12月7日条例第52号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例の規定によって指定されている前橋市指定重要文化財、前橋市指定重要無形文化財、前橋市指定重要民俗資料及び前橋市指定史跡は、この条例による改正後の条例の規定により指定されたものとみなす。

附 則(平成8年5月7日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月15日条例第19号) 抄

(施行期日)

この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成17年3月16日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。